

➤ モニタリングステーション、モニタリングポスト等【P】

- ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト●局(青森県●局、東北電力●局)で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・広域モニタリングポスト●局及び電子線量計40局(うち20局は平成29年度整備予定)で、放射線量を測定
- ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合等に備え、可搬型モニタリングポスト5台を配備
- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングステーション・ポスト【13局】
(非常用発電機装備)



広域モニタリングポスト【12局】
(非常用発電機装備)



電子線量計【40局】
(非常用電源装備)

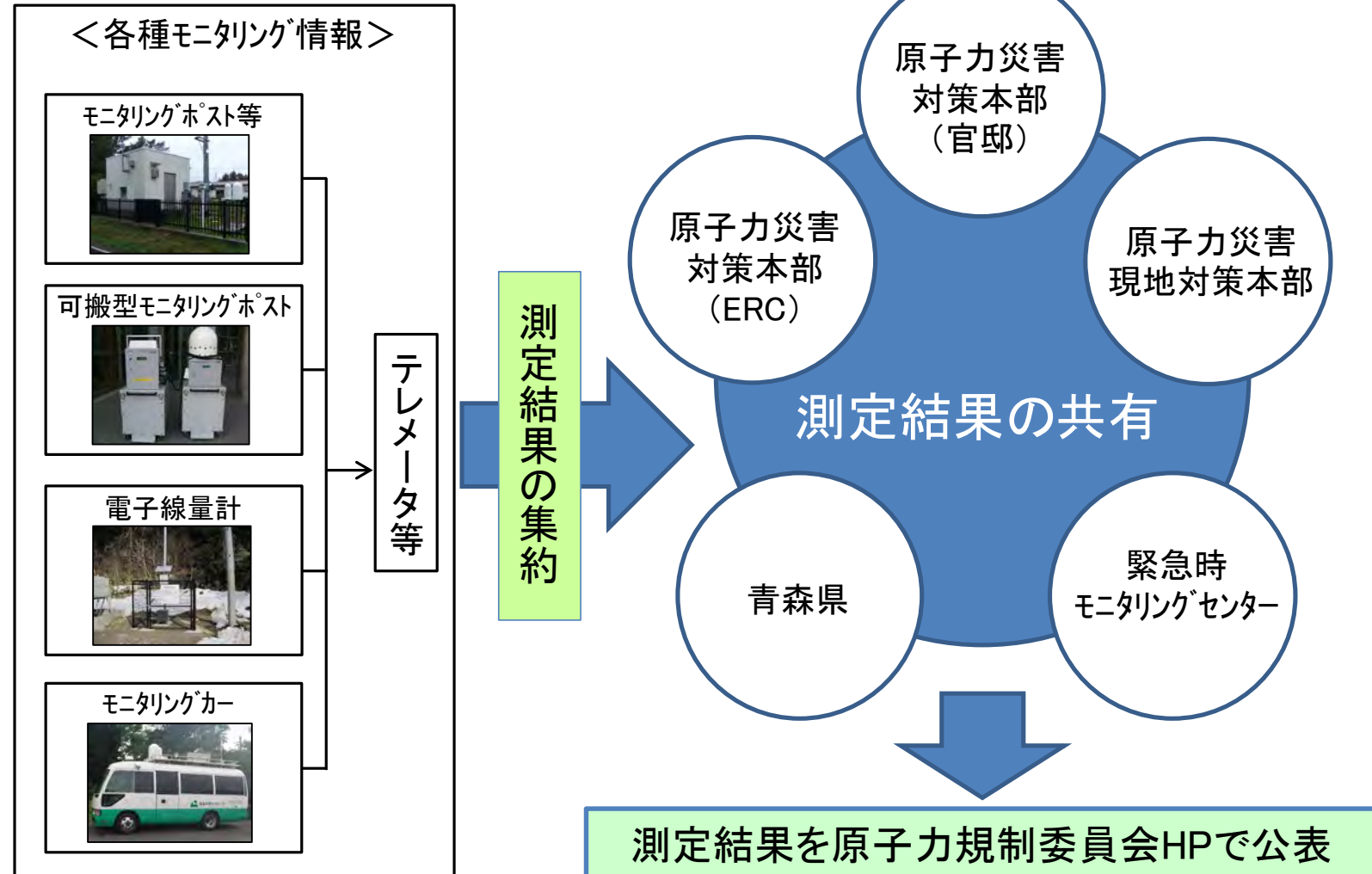


可搬型
モニタリングポスト【5台】

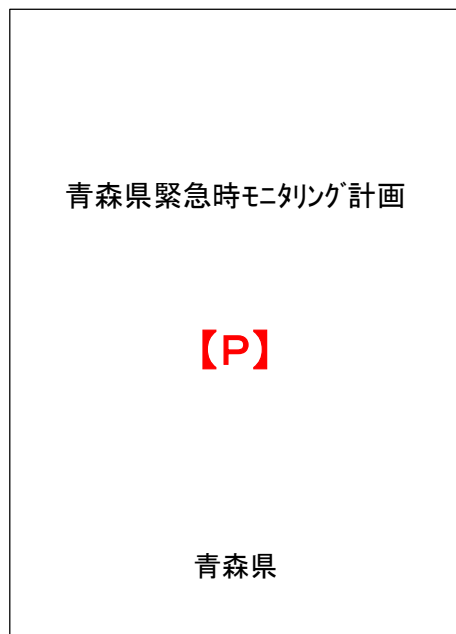


モニタリングカー【1台】

➤ 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。【P】



- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、青森県が策定している「青森県緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。【P】
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。【P】
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定、飲食物に係るスクリーニング等を行う。【P】



<緊急時モニタリング計画>

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

- モニタリングの継続
 - 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
 - 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
 - モニタリングカーによる測定の実施
 - ヨウ素サンプラの設置・測定
 - 飲食物に係るスクリーニング
- 等

<実施主体>

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)
 - 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
 - 地図及び観測局等の地点図
- 等

緊急時モニタリングに係る動員計画【P】

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に原子力規制委員会は「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定した。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数

(平成26年度調査による。青森県・東北電力を除く。)

	可搬型 モニタリングポスト	モニタリングカー
国	35台	10台
道府県	●台	●台
原子力事業者	●台	●台
関係指定 公共機関	21台	5台

※ 各資機材については保有数を記載。

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、青森県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。【P】

【P】

東北電力は、原子力災害対策指針に基づき、以下のとおり敷地内においてモニタリングを実施。

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(8局)で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源の強化や通信回線の強化(予定)を実施
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(12台)
- 可搬型モニタリングポスト
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポストを設置して、モニタリングポストとあわせて原子炉格納施設周辺の放射線量を測定
- モニタリングカーおよびサーベイメータ等を搭載する車両
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置やサーベイメータ等を搭載するモニタリングカー等(2台)を配備



モニタリングポスト【8局】



可搬型モニタリングポスト【12台】



モニタリングカー【1台】



サーベイメータ等を搭載する車両【1台】



(サーベイメータ)

(可搬型ダストサンプラ)

車両に搭載するサーベイメータ等の例

9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定剤素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布【P】

- 青森県及び東通村では、PAZ内住民を対象に安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民説明会を開催し、同時に事前配布を実施。平成29年11月12日現在、1,868人に配布済み。【P】
- 今後も継続して説明会を開催し、転入者等への配布や薬剤の更新等を実施。



地区名	対象住民数	配布者数
おだのさわ 小田野沢地区	815人	545人
おいつべ 老部地区	820人	552人
しらぬか 白糖地区	1,130人	771人
合計	2,765人	1,868人

＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞

青森県及び東通村により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明。



- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、青森県は計11箇所の施設に合計約424,000丸の丸剤、約1,500gの粉末剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤6,860包を備蓄。【P】
- 緊急配布が必要となった場合には、備蓄場所より各市町村が指定する一時集合場所等(計89箇所)及び避難退域時検査場所(候補地計17箇所)に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。【P】



(凡例)

- : 安定ヨウ素剤備蓄場所
- : 一時集合場所
- : 避難退域時検査場所候補地

安定ヨウ素剤備蓄場所

青森県: 11箇所

県及び市町村職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

各市町村が指定する一時集合場所等で緊急配布※1
(計89箇所)

東通村: 7箇所	むつ市: 56箇所
横浜町: 12箇所	六ヶ所村: 13箇所
野辺地町: 1箇所	

避難退域時検査場所で緊急配布※2
(候補地計17箇所)

むつ市: 6箇所	六ヶ所村: 8箇所
野辺地町: 3箇所	

※1: 一時集合場所で緊急配布する4市町村の住民は、避難退域時検査場所(候補地計17箇所)でも緊急配布を受けられる
なお、野辺地町は町内の避難所で配布

※2: 避難退域時検査場所での配布については、候補地のうち発災時に青森県が指定する箇所において配布